

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 4 日

貨物運送事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会長

「整備管理者制度の運用について」の一部改正に伴う整備管理規程の改定について

平素は当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 5 年 10 月 1 日付施行で「整備管理者制度の運用について」の一部改正がございました。依然として多発している大型車の車輪脱落事故をうけて、整備管理者の解任命令事由に大型車の車輪脱落事故が追加され、大型車を保有する事業者を選任されている整備管理者の業務及び役割にタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理及び自家整備作業要領を定めることが明記されました。

つきましては、上記内容を反映した整備管理規程を作成いたしましたので、内容をご確認いただき、新规定を参考に規程内容を変更してください。

※規程は、協会ホームページに掲載しております。

(協会 HP→トラック運送事業者の皆様へ→申請・届出・販売様式)

ホームページ URL : [公益社団法人沖縄県トラック協会 \(okitora.or.jp\)](http://okitora.or.jp)

QR コード :



お問い合わせ先：適正化事業課  
TEL:098-863-0280